

事業計画書

【注意事項】

1部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

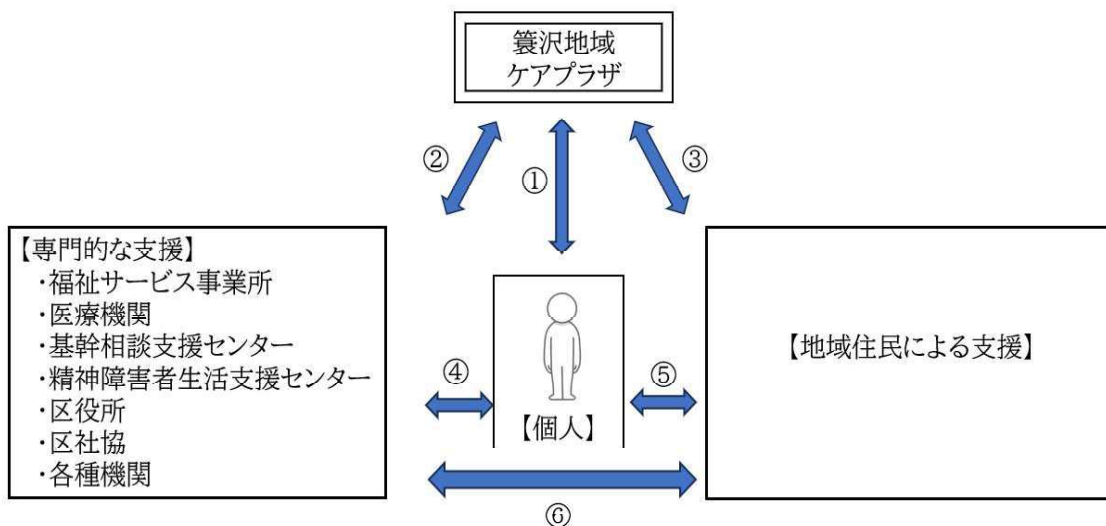
(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、誰もが地域において健康で安心して暮らして頂くためには、地域の方々に「箕沢地域ケアプラザに相談すれば何とかなる」と思ってもらえることがもっとも大切だと考えます。

そのためには、地域の身近な福祉・保健の拠点として、あらゆる世代からの相談を受け止め、専門性を活かして総合的に支援を行うとともに情報収集に取り組みます。また、収集した情報をから、地域の魅力と課題を把握し課題解決に向けた活動を行うとともに、地域住民主体によるつながり支え合いのある地域づくりを支援します。地域、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取り組みを区の施策につなぎます。



- ① 個人への直接支援
- ② 専門的なサービス提供者への支援、ネットワークづくり
- ③ 地域活動への支援、ネットワークづくり
- ④ 個人と専門的なサービスをつなぐ支援
- ⑤ 個人と地域住民や地域活動をつなぐ支援
- ⑥ 専門的なサービス提供者と地域活動とのネットワークづくり、調整

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

＜記載場所＞

■第6区地区の特徴と課題

第6区地区連合町内会は9つの自治会・町内会で構成されており、山手公園入口の山手西部地区から根岸の丘、滝ノ上・旭台地区まで細長いエリアとなっています。エリアの中には根岸森林公園や根岸競馬場跡地があり、住民の憩いの場として、多くの方から愛されています。自然と歴史が共存する緑豊かな地域です。

第6地区は森林公園の周りの大型マンションや、麦田地区から続く高級住宅地がある一方、商店街や昔ながらの下町の良さを残している地域があります。長く住み続けている住民が多いので、近隣との関わりを大事にしている方が多い地域です。私たちは、震災地域ケアプラザ開所以来、22年に渡り運営を担っており、町内会や民生委員等地域の会議に参加し、住民の生の声を聞きとってまいりました。主な住民の声は以下の通りです。

1. 住宅密集地域には、急坂や狭小な道路、階段が多く、車両の進入が難しい場所も多いので、高齢者、障害者の方々にとっては、移動に制約がある。また、救急車・消防車等の進入が難しい場所も多い。
2. 地域に商店街はあるが食料品を扱う店がなく、大型スーパーもないため、買い物をするには根岸駅や本牧に出る必要があり、買い物難民となっている方々がいる。
3. 区内地区にアクセスしやすい町内会においては、外国籍の方が年々増えており、その約半分ほどが中国籍となっている。ゴミの出し方について知ってほしいという話が多く寄せられる。

第6地区では、自治会・町内会や地区社会福祉協議会、スポーツ推進連絡協議会、元気づくり推進協議会などの各種団体が活発に活動しており、子どもから高齢者まで3世代の交流がある様々な行事が実施されています。例えば、青少年指導員、スポーツ推進員を中心に、エリアの小学校で行われる連合町内会の運動会やちびっこ祭りなど、子どもを中心とした地域活動を積極的に展開する動きが見られます。また、小学校でも地域の一員として、自分たちで何かできないかという取り組みがあります。一方、これらの課題に対応し、住み慣れた地域や自宅での生活を継続するための新たな仕組みづくりや活動拡大には、担い手の確保が重要となっており、地域内の各種団体の連携や住民の協力が不可欠となります。地域と情報を共有し、互いに連携し支えながら何が必要かを話し合い、課題解決に取り組んでまいります。

■地域住民や関係者との連携方法

赤ちゃんから高齢者まで、地域の様々な福祉保健の課題に対し、もっとも身近な拠点として、それらの問題を受け止められる相談機関となるために、アウトリーチ活動を積極的に行います。元気づくり推進協議会や町づくりプロジェクトにて地域課題を共有し取り組みます。区役所、自治会町内会や民生児童委員等の関係機関と連携を積極的に行い、地域のネットワークを活用し課題解決を

目指します。また、地域ケアプラザでの講座や貸館利用団体などから次世代を担う人材の育成と発掘を行い、地域とコーディネートすることで、活動の活性化に向けて支援します。

また、エリアの小学校と交流を図り、ゴミ問題など地域課題に対して啓発活動に取り組んでいきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちはその専門性を活かし、関係機関と連携し地域住民と共に、個を支える地域づくりを支援します。同時に、個別課題はもちろん、そこから見えてきた地域課題を関係機関と共有し、地域で支える仕組みづくりを行います。

■自治会町内会との連携

元気づくり推進協議会を始め、地域の夏祭りや運動等の行事に参加し、地域住民と顔の見える関係を構築しながら、地域課題に対して協働で取り組みます。

■第6地区社会福祉協議会との連携強化

1. ふれあいサロン(高齢者サロン)、ふれあい給食への参加

月2回の活動のうち1回に参加させて頂き、参加者のご様子伺いや健康チェック等を行い、出張相談を受け付けるとともに、民生委員との情報共有の機会とします。

2. 地区社協懇親会への参加

中区社会福祉協議会、第6地区社会福祉協議会の活動者と懇親会を持ち、ニーズの把握と課題解決に向けた協力を行います。

■地区民生委員児童委員協議会との連携

1. 独居高齢者把握への協力

地区民生委員児童委員協議会の目標である独居高齢者の把握事業への協力を行います。

2. 主任児童委員との連携

(1) 自主事業子育てサロンに参加協力頂き、地域で抱える虐待や引きこもりの課題を共有し、ネットワークで支援する体制を強化します。

(2) 虐待等の課題解決困難な事例に関しては、地域包括センター、地域活動交流コーディネーターと連携していきます。

(3) 主任児童委員開催のフリー交流スペースで得られる情報を共有し、幅広い分野で課題解決に向けて支援します。

■中区福祉保健センターとの連携

地域支援チーム会議にて地域情報を共有し、地域福祉保健計画の推進に向けて支援方針や取り組み内容について話し合い共有します。第5期地域福祉保健計画の策定に向けて、地域が主体となり

推進できるように協力しながら策定の支援をします。また、区包括定例カンファレンスにてお互いに持っている情報を共有し、地域の様々な課題について協力しながら解決を図ります。

■区内地域ケアプラザとの連携

所長会議、各専門職の会議を通じ、各地区の情報交換・収集を行うことで、第6地区における課題解決の糸口を見つけます。

1. 会議の出席

区内の6地域ケアプラザで情報交換し、第6地区における課題解決の糸口を見つけます。

2. 連携・協働

蓑沢地域ケアプラザは中区の端にあることから、隣接する区内のケアプラザはもちろん、区外(南区)のケアプラザとも連携することで、地域課題について協力しながら取り組みを行います。

担当区以外の個別課題においても、相談があればまずは受け付け、担当区のケアプラザにつなげます。また、協力して課題解決を行うことが効果的と思える事案については、担当区のケアプラザと連携しながら課題解決に取り組めます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

私たち、社会福祉法人横浜市社会事業協会は、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的として、1981年に法人を設立いたしました。そして、経営理念を「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」とし、その実現を目指すため、3つの基本理念を定めております。

■横浜市社会事業協会の経営理念と3つの基本理念

1. 経営理念

夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く

2. 基本理念

(1) 人々に共感と信頼の得られる社会福祉事業を行うことにより、人々の安心した暮らしの実現を支援します。

(2) 地域の関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。

(3) 堅実かつ効率的な経営に努め、サービスの質の向上と安定的な提供を確保します。

当法人では、経営理念「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念により、利用者の皆様からご満足頂けるサービスの提供と、職員の自己実現が果たせる環境づくりに力を注いでいます。

■横浜市社会事業協会の事業実績

当法人は、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人です。1981年の法人開設以来、7つの福祉領域にわたり20か所の事業所及び1か所の診療所を運営してまいりました。また、うち5か所の事業所は、横浜市の指定管理者として運営を委ねられており、総合的かつ公共性の高い事業展開をしております。

運営開始	福祉領域	事業所名	備考
1981年	生活保護	横浜市中央浩生館(入所)	横浜市指定管理者
1983年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉(入所)	
1993年	高齢者	横浜市大岡地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
1998年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉に通所事業を併設	
2002年	身体障害者	ゆい(グループホーム)	
	高齢者	横浜市蓑沢地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2003年	精神障害者	横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
2006年	生活保護	横浜市中央浩生館に通所事業を併設	横浜市指定管理者
2009年	身体障害者	居宅サポート・リバーサイド泉(訪問)	

2010 年	精神障害者	サンライズ(グループホーム)	横浜市指定管理者	
2011 年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨(通所)		
2012 年	精神障害者	アンダー(グループホーム)		
	精神障害者	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター		
2013 年	障害児	よこはまりバーサイド泉に放課後等デイサービス「わかば」を併設(通所)		
	精神障害者	アテイン(就労支援)		
	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ(通所)		
	障害児	よこはまりバーサイド泉Ⅲひまわり(通所)		
2015 年	精神障害者	インカル(就労支援)		
2016 年	精神障害者	すてら縁(グループホーム)		
2017 年	重症心身障害児・者	横浜市多機能型拠点こまち		
	診療所	なごみクリニック		
2019 年	障害児	たんぽぽ(通所)		
2021 年	障害児・者	よこはまりバーサイド泉相談支援		
2022 年	精神障害者	CaféTurtle(就労支援)		
	知的障害者	うるおい南(就労支援)		

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

＜記載場所＞

■法人の財務状況

過去 5 年の決算では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を顕著に受けた 2022 年度以外は、黒字となっております。最終損益に相当する当期活動増減差額(2023 年度)は 2,492(千円)とコロナ禍の苦境を脱し、2024 年度上半期(4 月～9 月)は 57,825(千円)と回復基調を示しております。また、長期持続性を示す指標である、純資産比率は 2023 年度末で 75.3%となっており、全国平均の 72.9%(2021 年度 WAM-NET 報告)を 2.4%上回り、各施設の安定した運営が法人全体の健全な経営に結びついております。多様化する福祉サービスに対応できるよう、また、民間参入による競争原理にも負けないよう、地域、利用者から選ばれる施設・法人を築きあげてきています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の身近な相談窓口として頼りにして頂けるよう、適切な人員配置を整えるとともに、個々の職員のスキルを向上させ、多岐に及ぶ問題を自らの課題としてチームワークで解決することが大切だと考えます。そのためには、介護保険、福祉分野における高い専門性を持った人材を確保・配置できるよう、キャリアパス制度による計画的な人材育成を行い、地域ケアプラザの役割を担う実践力を持った職員の育成を行います。

■職員の確保・配置

1. 職員の採用

- (1) 法人独自の採用基準に基づき、高い専門性と広い見識を合わせ持つ人材を採用します。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の現場実習の受け入れや、実習指導者研修等への参加を通じて各種養成校との交流・連携を図ります。また、新卒採用の際には、将来にわたり地域福祉の向上に寄与できる学生を採用します。
- (3) パートタイム職員については、ハローワークはもとより、民間人材紹介、派遣会社等も活用し、人材の確保に努めます。また、地域の利点を活かすため、できるだけ近隣に在住する人材を採用できるよう、連合町内会等のご支援を頂きながら広報します。

2. 職員の配置

- (1) 所長は法人内外の各施設の異動等を経験し、迅速に、総合的に、的確な判断ができるように育成していきます。なお、所長予定者は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXを配置する予定です。
- (2) 当法人は蓑沢地域ケアプラザを含め、高齢者、身体障害者、精神障害者の各施設及び生活保護法更生施設等、20 か所の事業所及び1 か所の診療所を運営しています。これら施設等の運営実績や培ってきたノウハウ、人材を活かして、適材適所の人員配置を行い、地域福祉保健活動の推進に貢献していきます。

■適正な人員配置及び勤務ローテーション計画

私たちは、事業を展開する上で「事業内容に適合する人員配置」を検証し、効率的な運営を目指します。そのためにも「関連法に適合した労働環境」を順守し、働きやすくやりがいがある職場環境の整備に努めます。また、土・日・祝祭日に責任者及び各担当者を配置できる体制を整えます。

1. 労働コンプライアンスを基盤とした職場環境

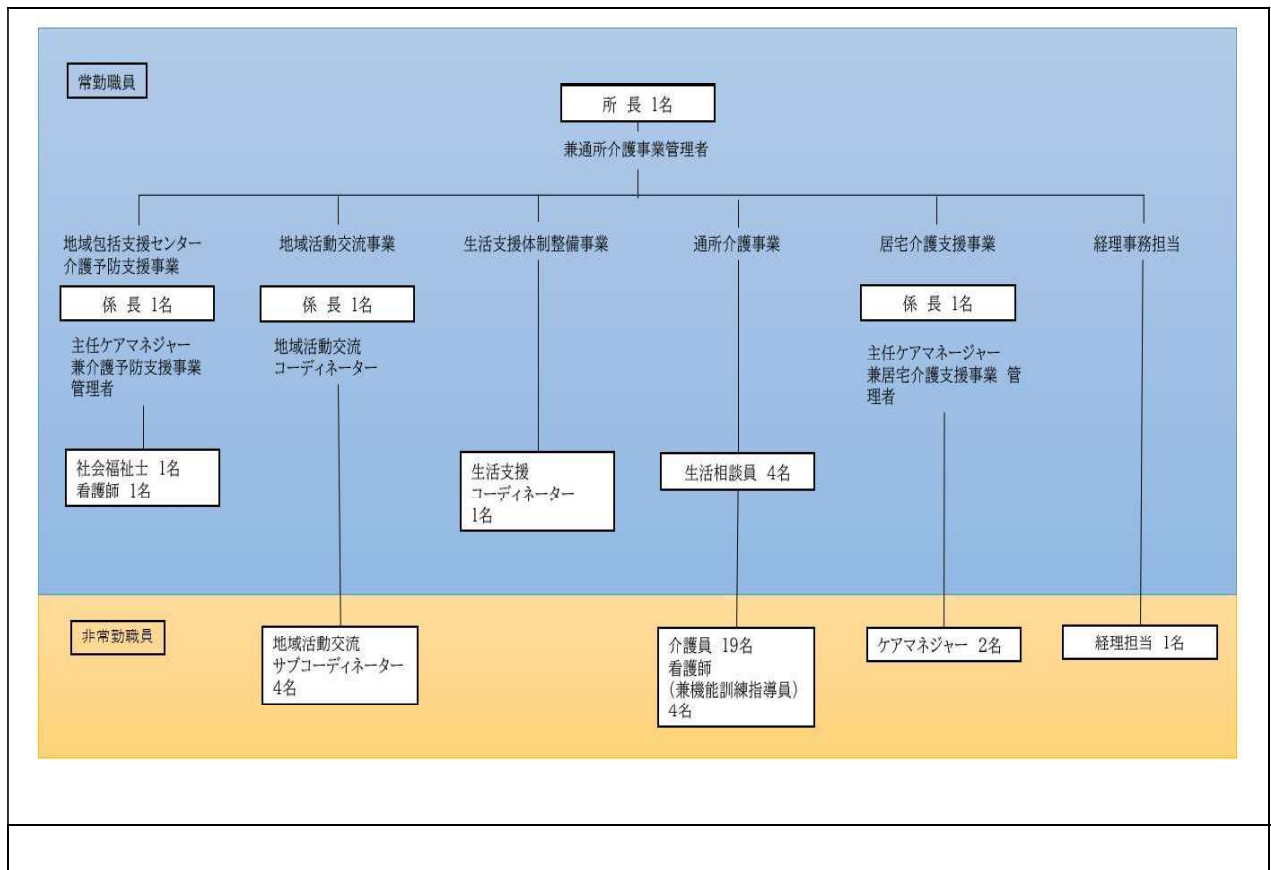
正規職員及び非常勤職員に対し、労働基準法に準ずる法人規定を適切に履行し、より安定した労務管理を実施します。また、法人規定については適宜検証し、適切な労働環境を確保します。

2. 効率的な事業に適する人員配置

横浜市地域ケアプラザ条例に定める事業に準じた人員を配置するとともに、業務実施における指揮命令系統の一元化と責任の所在の明確化を図ります。

【人事配置図】

	役職	担当業務	能力・資格	実務経験・年数	雇用形態			備考
					常	非	他	
1	所長	施設管理・運営	管理者 安全運転管理者 防火管理者		1			
2	係長	地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	主任介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士		1			
3	係長	主任ケアマネジャー	主任介護支援専門員 介護福祉士		1			
4	係長	地域活動交流 コーディネーター	介護福祉士 介護支援専門員		1			
5	職員	地域包括支援センター 社会福祉士	社会福祉士 精神保健福祉士		1			
6	職員	生活支援 コーディネーター			1			
7	職員	地域包括支援センター 保健師	正看護師		1			
8	職員	通所事業 生活相談員	介護実務経験		1			
9	職員	通所事業 生活相談員	介護実務経験		1			
10	職員	通所事業 生活相談員	社会福祉主事任用		1			
11	職員	通所事業 生活相談員	介護福祉士		1			
12	非常勤	地域活動交流 サブコーディネーター	コーディネーター 補助			4		
13	非常勤	通所事業介護員	介護福祉士、 ヘルパー等			19		通常 8 名体制
14	非常勤	通所事業看護師 機能訓練指導員	正、准看護師			4		通常2名体制
15	非常勤	ケアマネジャー	介護支援専門員			2		
16	非常勤	事務員	経理事務			1		



(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の身近な相談窓口として頼りにして頂けるよう、広範な視野を持ち、チームで課題に取り組める力を育てます。そのためにも研修参加の機会を確保し、個人のスキルを充実させると同時に協働力の向上を図ります。

また、日頃の業務の悩みや、関係機関との連携等について、些細なことでも職場内で相談し合える職場づくりを目指すことで、職員の育成を行います。職種別連絡会や職場内会議(職員会議、5職種会議等)、日常業務のあらゆる機会を積極的に活用し、人材育成を進めていきます。

■職員の研修計画

研修計画に基づき、それぞれの目標が達成できるよう、事業所内及び法人主催の研修を定期的実施するとともに、外部研修の情報提供を共有し、介護保険制度の動向や多岐にわたる相談への対応力の強化を図ります。

階層別研修		専 門 教 育									
管理者	管理者研修	コミュニケーション研修	問題解決力研修	環境関連研修	専門研修(応用)	指導力研修	法人全体研修	各種テーマ講演会			
係長	職員育成			専門研修(基礎)							
主任	実務改善										
一般	中堅研修										
新任	新任教育										
研修内容		受講職員職種									
		所長	包括	地域	生活	通所	居宅				
成年後見人制度中級研修			○								
認知症対応基礎研修						○					
個人情報保護制度研修		○	○	○	○	○	○				
障害者ケアマネジメント研修				○							
生活援助に関する共通理解			○	○	○						
介護予防事業関連研修			○			○	○				
面接担当者研修		○	○	○	○	○	○				
高齢者虐待研修		○	○	○	○	○	○				
介護支援専門員現任研修			○				○				
口腔ケア研修			○			○					
地域福祉コーディネーター育成				○	○						
精神障害者支援研修				○							
フットケア講習			○			○					
認定調査員新任研修			○				○				
分野別スキル基本研修			○	○	○	○					
人権擁護法人研修		○	○	○	○	○	○				
相談支援事業者初任者研修			○				○				
上級救命講習		○	○	○	○	○	○				
安全運転管理者講習		○									
レクレーション・セミナー				○	○	○					
接遇基礎研修			○	○	○	○	○				
難病研修会			○				○				
介護技術基礎研修						○					
ケアマネジャー法律相談講習			○				○				
福祉教育担当者研修		○		○		○					
高齢者の栄養管理研修						○					
感染予防研修						○	○				

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者を始めとして、乳幼児、障害者など、すべての利用者が安全・安心で快適に施設を利用して頂くため、職員・委託業者共同による、「隅々まで配慮の行き届いた管理運営」を目指します。さらに“施設は地域と共にある”という視点のもと、町の美観の維持のため、植栽管理を含めた環境保全に取り組みます。

また、「プリメンテナンス（予防保全）」という考え方にに基づき、定期的・計画的な管理を実施し、施設管理に係るライフサイクルコストの最小化につながる施設・設備の維持管理を行います。

■職員による日常点検保守

毎朝1回スタッフによる巡視点検を実施します。対応状況を業務日誌に記録し、小破修繕の早期実施による事故予防及び修繕に係るコスト削減に努めます。また、専門家として施設管理委託業者による点検指導講習を年一回受講し、職員の施設管理能力の向上を図ります。

■業者による定期点検

委託業者から提出される点検報告書を確認し、修繕計画を検討します。また、施設管理簿と合わせ、施設補修改良計画の検討を行い、職員に対し検討結果を日常点検の重点項目として周知することにより、点検精度の向上を図り、常に地域住民が安全・安心して快適に利用できるよう施設管理に努めます。

■植栽の管理

年1回を目安に剪定を実施し、美観の維持に努めるとともに、垣根が視界を妨げないように管理します。また、事業所周辺地域の清掃を行います。

■保守管理内容一覧

項目	内容	実施予定内容
清掃	日常清掃・定期清掃	毎日（委託）・月1回（委託）
植栽保守	剪定、除草、刈込	随時（職員/サブコ）
機械整備	遠隔警備	通年（委託）
配水管清掃	配水管清掃	年1回（委託）
エレベーター保守	保守点検	月1回（委託）
自動ドア保守	保守点検	年4回（委託）
消防設備保守	設備保守点検	年2回（委託）
空調関係保守	定期点検	年1回（委託） 夏季 屋上冷却塔清掃（委託）
給湯設備点検	定期点検	年1回（委託）
電気設備点検	電気工作物巡視点検	月1回（委託）
設備総合巡視点検	定期点検	月1回（委託）
自家用電気工作物点検	高圧受電源設備点検	年1回（委託）
害虫駆除		年2回（委託）

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

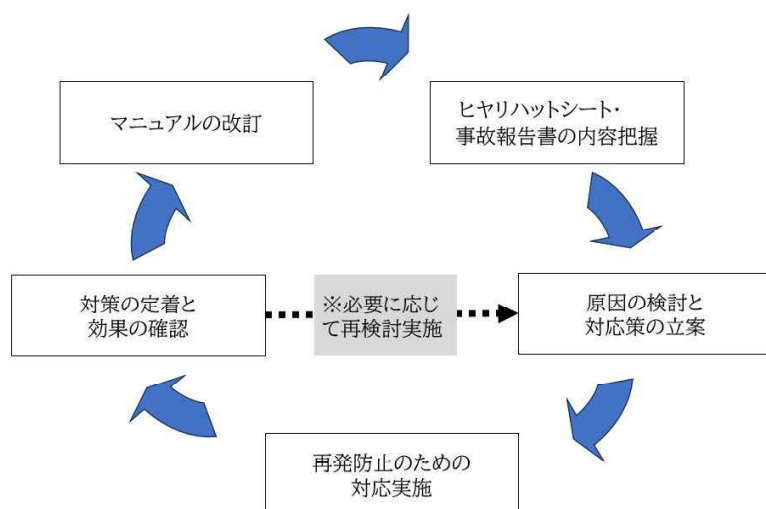
事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

<記載場所>

私たちは、事業所の管理運営にあたり、事故を未然に防ぎ、発生させない取り組みが重要と考えております。「安全は何事にも優先する」という徹底した意識を持って、以下のような取り組みを行ってまいります。

■事故・ヒヤリハット事例の発生時の対応

事故防止のための継続的改善を行います。



1. 経過を含めた内容の把握を行います。
2. 表面上の原因ではなく、真因を研究し対応策の検討・立案を行います。
3. 対策面はリスクマネジメント委員会から、職員に周知し以降の再発防止に努めます。
4. 必要に応じて各マニュアルの改訂及びマニュアルに基づく再発防止の研修を行います。

■事故防止の取り組み

1. ヒヤリハットシート(インシデント)を大事にし、月に一度のリスクマネジメント委員会で、分析・対策を検討し、職員で共有することで、事故の軽減を図ります。事故(アクシデント)については、その日のうちに事故報告書の作成と対策の立案を行い、引継ぎ等で職員間の共有をはかり対策の実施を徹底します。また、必要に応じて各マニュアルの改訂を行います。
2. 月に一度、リスクマネジメント委員会を開催し、事故報告書及びヒヤリハットシートの事例の確認を行い、対策の有効性や定着率を測ります。課題が残っていると感じた事故報告書については、再度、対策を検討しなします。
3. 環境整備を常に行います。車椅子、浴室チェア、リフト、車両等の備品を使用前に点検を行います。
4. 毎朝1回、館内設備をサブコーディネーターが巡回点検します。また、夕方の閉館前にも巡視を行い、設備不良等の危険箇所の共有と早期対応により事故を未然に防ぎます。

■急病時の対応

日常管理で起こりうるケガなどへの対応は、現場と関係機関が連携を取り、別紙図1のとおり迅速に行います。

なお、重大な事故が発生した場合は、特別な体制をとり、状況に応じて法人本部、区役所、関係機関と連携を図り別紙図2のとおり迅速に行います。

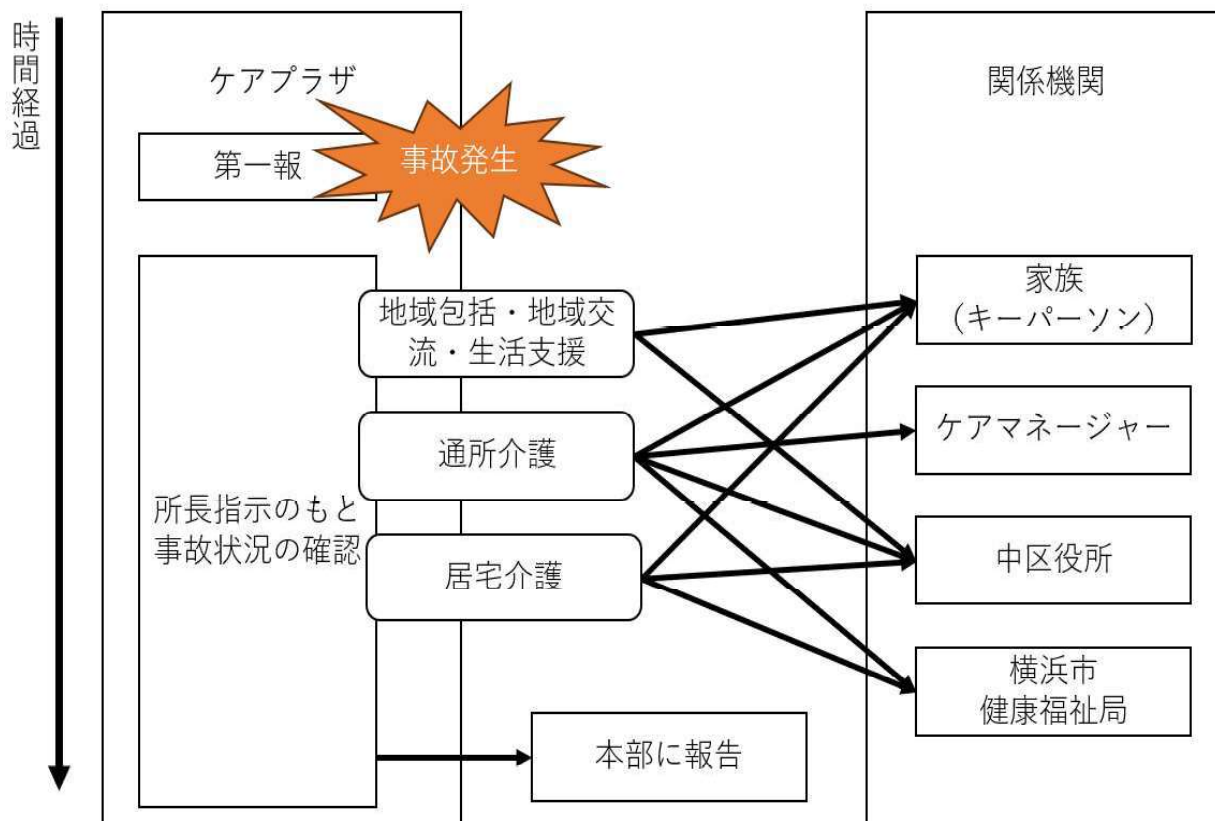
1. デイサービス利用者の急病時

負傷、転倒、意識消失などは緊急対応を含め医療機関への受診を基本とします。家族・ケアマネジャーに連絡し、区役所に状況を報告します。軽度のものについては、バイタル測定を行い、経過観察し、家族・ケアマネジャーに連絡します。

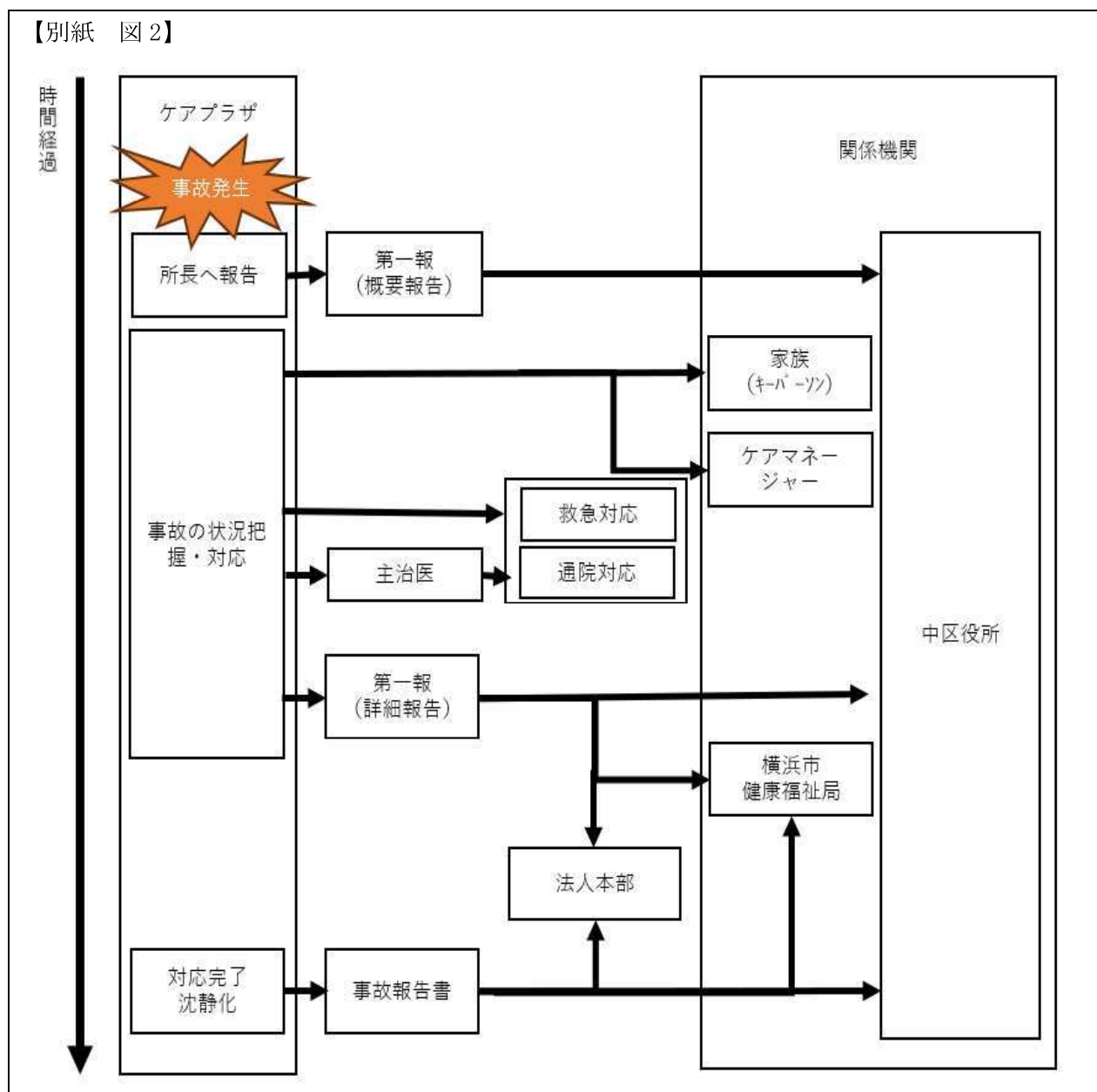
2. 地域ケアプラザ利用者の急病時

地域ケアプラザでの施設利用については、責任者もしくは地域ケアプラザで参加者の連絡先を把握しておきます。急変に際しては一時的には職員の中の看護師、もしくは必要に応じてデイサービスの看護師が対応します。救急対応若しくは家族への連絡等は地域ケアプラザが行います。

【別紙 図1】



【別紙 図2】



(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■福祉避難所の運営方法

1. 福祉避難所開設・運営マニュアルに沿って、年1回、福祉避難所開設に伴う連絡体制・各職員の到着手段、初期対応、応急備蓄物資を確認します。
2. 応急備蓄物資については、ローリングストックにより、適切に保管・管理を実施いたします。
3. 特別避難場所として、対応人数は31名（要支援者14名、その家族14名、職員3名）を受け入

れられるよう体制を整えます。ただし、避難者については横浜市より依頼された市民の方々を受け入れます。

4. 緊急時の情報連絡手段として、無線、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を確認し、誰でも対応できよう使用方法を共有します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■災害時に備えた取組み

1. 災害発生に備え、職員・スタッフの自衛消防隊を設置します。避難確保計画・災害マニュアルに沿って、避難訓練を年2回実施します。また、土砂災害が発生する恐れがある地域として、土砂災害を想定した避難訓練を年1回実施します。
2. 福祉保健サービスの拠点として、いったん感染症が持ち込まれると集団発生となり得る恐れがあるので、感染対策指針・感染対策マニュアルに沿って、まずは予防を徹底致します。そして発生した場合は最小限に食い止めるよう、研修を実施いたします。
3. 事業所周辺の整理整頓により被害を最小限に抑えられるように努めます。
4. 台風や長雨等の時期には、土砂崩れの可能性がないか確認するとともに、排水溝等のゴミ掃除等を徹底します。また、崖崩れの兆候がある場合は避難を開始します。

■感染症の発生・まん延防止の取組み

感染症の発生を抑えるため、スタンダードプリコーション(標準予防策)の徹底を行います。また、感染所マニュアルに基づいた対応と、研修の実施を行うことで、感染症発生とまん延防止に取り組めます。

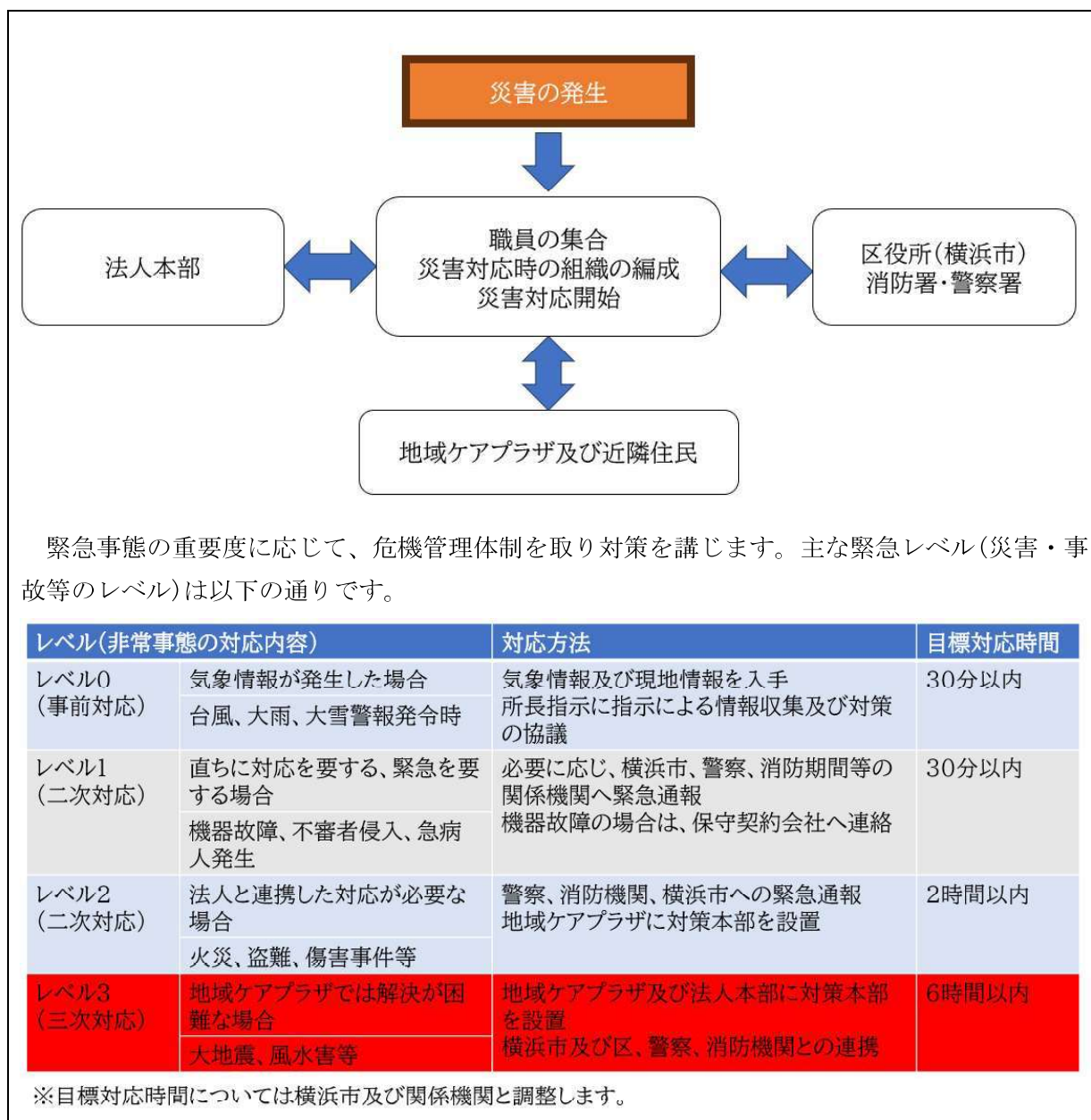
1. 排泄物や血液など感染症の原因となる可能性のある感染源は素手で触らないようにします。また、定期的な換気、湿度の管理を行うことで、感染源の排除を実施します。
2. 館内入室、帰宅時の手洗い、うがい、手指消毒を実施し、感染経路の遮断を実施します。
3. ワクチン接種の勧奨を行い、職員の抵抗力の向上を図ります。

■日常点検

1. 館内整備をサブコーディネーターが毎朝1回巡回し点検するとともに、外周を確認します。また、17時閉館前に巡視を行います。
2. 雨天時は崖や周辺状況を確認し、崖崩れの兆候がないか点検し対応します。

■災害時の応援体制の整備

私たちは、地震・火災・台風等の災害発生時には、災害時対応フローを策定し、緊急体制を構築して対応にあたります。



(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として、利用者の自己決定を尊重し、自法人を含めたすべての事業者に対して、公正中立な対応を図ります。

■公正・中立性を確保するための取り組み

以下の取り組みを行います。

1. 地域の介護保険サービス事業者とも、各事業を通して日頃から緊密に連携を図り、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等地域の事業者にも業務委託する立場を踏まえ、特定の事業者に偏る

ことなく、それぞれの事業所が持つ特性などを鑑みて依頼することを心がけます。

2. サービスの質の維持・向上の観点から地域包括支援センター、介護支援専門員等が関係機関と連携を取り調整等を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、利用者のニーズ及び苦情は、施設運営改善の最重要な提言ととらえ、迅速、適切かつ継続的な対応のできる仕組みづくりを行います。

■苦情解決の仕組み

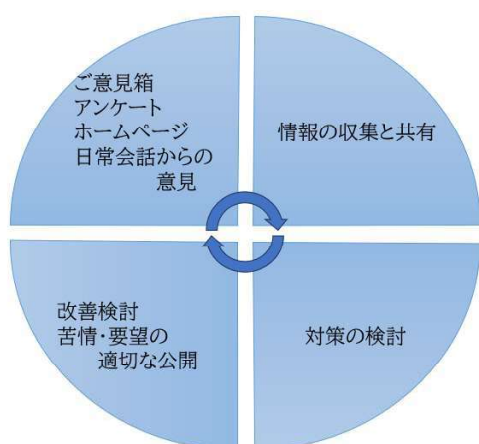
苦情解決規程に基づき、苦情受付時には、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による適切な対応を行うとともに、職員全員が情報を共有し、サービス向上に努めます。また、個人情報に関するものを除き事業報告等で公表します。

■外部機関の紹介

施設の中で問題を解決することが難しい苦情の場合、外部の苦情解決機関として、横浜市ご意見ダイヤル、神奈川県福祉サービス適正化委員会の案内を施設内に掲示・紹介します。

■利用者ニーズの収集

サービス向上のための貴重な情報源として、ご意見箱の設置、利用者アンケート調査の実施、ホームページの活用、訪問時の相談、デイサービス提供の日常会話等あらゆる場面での苦情・要望の収集を行いデータベースに保存します。保存した情報は、全職員間で情報共有し、改善対策の資料として役立てます。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、福祉施設で取り扱う個人情報、他人が知り得ることのないセンシティブな情報であると考えています。そのため、個人情報の保護に細心の注意を払い、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行ってまいります。

また、人は誰もがかけがえのない大切な存在として、基本的人権を尊重します。業務上知り得た情報については、漏洩の防止・不正の排除の観点から適切に管理します。必要な情報はわかりやすく求めに応じて開示・説明し、利用者等の「知る権利」を守ります。

■個人情報に関する基本的な考え方と運用

1. 当法人の個人情報に関する基本的な考え方

当法人は「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」に基づき、個人情報保護の適切な管理・保護に努めます。

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、提供、利用にあたっては、本人の同意を得ます。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改善及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて、適切な管理を行います。
- (4) 業務を外部業者に委託するにあたり、業務委託契約に、個人情報守秘義務の条項を設けます。
- (5) 保有する個人情報については、本人から開示・訂正・利用停止等の申し出があった場合は速やかに対応をします。また、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行います。
- (6) 当法人は、個人情報の取り扱いに関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護に関する取り組みの内容を継続的に見直し、改善を行います。

2. 個人情報の運用について

当法人は、法人が定める「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」にもとづき、個人情報の適切な運用に努めます。

- (1) 年1回の全職員への研修及び、セルフチェックを行うことで、管理状況の確認と個人情報保護に対する、意識の向上を図ります。
- (2) 全職員に対し誓約書の提出を義務づけます。
- (3) 実習生に対し、守秘義務の説明及び誓約書の提出を義務付けます。
- (4) ボランティアに対し、守秘義務の説明を義務付けています。
- (5) 施設内ネットワーク管理運用マニュアルに基づく管理責任者によるパスワード管理、データの持ち出しのできないシステム上の対策制御の構築を行います。

■個人情報取り扱いにおける日常管理の具体策

1. 共通

- (1) USB メモリー等外部記憶装置による個人情報の持ち出し禁止(法人が許可したデバイス以外は物理的にアクセス制御をします)
- (2) 個人情報管理場所の施錠とチェックリストによる最終確認
- (3) パソコンの施錠管理

- (4) パソコンのスクリーンセイバーの設定
- (5) F A X送信時のダブルチェック
- (6) 介護保険証及び障害福祉サービス受給者証の取り扱い規程に基づいた管理
- (7) 個人情報破棄用紙のシュレッダー処理
- (8) 個人情報破棄時マニフェストによる破棄状況の確認
- (9) 業務用携帯電話のロック機能活用の義務付け
- (10) ファスナー等でふたの開まるバックの使用
- 2. 地域ケアプラザ外でのケアカンファレンス等の参加時
- (1) 持ち出す個人情報のダブルチェック、帰所時の確認
- (2) 個人情報を所持する際の直行直帰の禁止

■情報公開

法人運営の透明化をはかるため、法人ホームページ、法人機関紙で以下の情報について公開を行います。（法人ホームページ URL <https://www.ysjk.jp/>）

- 1. 法人予算及び決算状況
- 2. 法人事業報告及び事業計画

また、地域住民の福祉に対する理解を深め、施設運営の透明性を担保する観点から、法人及び地域ケアプラザに関わる情報公開について積極的に取り組みます。

■指定管理者としての情報公開

- 1. 指定管理者として、横浜市に対し管理運営内容の報告として年度ごとの事業企画及び事業報告ならびに予算決算報告を行い、横浜市のホームページ上で公開します。
- 2. 指定管理者自ら業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に、指定管理第三者評価を受審し、評価の結果を横浜市のホームページ上で公開します。

■介護サービス情報の公表制度

通所介護、介護予防通所介護、居宅介護支援の介護保険事業については、年1回、介護情報の公表制度を受審し、介護サービス情報公表センターのホームページで内容を公開します。

■人権尊重の取り組みについて

日頃より法人の倫理綱領を念頭におき業務を実施いたします。また、横浜市指定管理者として、「横浜市人権施策基本指針」に基づき、職員に向けて研修を実施し知識・意識の向上を図ると同時に、セルフチェックを行うことで、日頃の業務の振り返りと自己点検を行い、基本的人権を尊重したサービス提供を実施いたします。

- 1. 利用者ひとりひとりをかけがえのない大切な存在として、基本的人権を尊重します。
- 2. 「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「放棄・放任」などの人権侵害はいかなることがあっても絶対に行いません。
- 3. 利用者ひとりひとりの自己決定を最大限尊重し、ひとりひとりに合った社会参加を目指し、常に

サービスを利用する側の立場に立ち、その人らしい生活を営むことができるよう努めます。

4. 利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た個人情報については守秘義務を徹底します。なお、退職後も秘密義務を継続いたします。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として横浜市の重要施策に全面的に協力し、取り組みます。

■横浜市の重要施策を踏まえた取組

1. 省エネルギー・省資源の取り組み

環境対策への取り組みを以下のように進めます。また、ヨコハマプラ 5.3 計画に参加し、事業ゴミの分別・削減に努めます。

(1) 電力デマンド(最大需要電力)を利用し、無駄を削減します。

(2) LED 化 ESCO 事業に参加し、照明を LED 電球に交換します。

(3) コピー機、パソコンの節電モードを活用します。

(4) こまめにフィルターの掃除を行い、運転効率の維持に努めます。

(5) 室温を夏季 28 度、冬季 20 度になるよう冷暖房の温度設定を行うことを基本に、利用者の身体状況に合わせ、冷暖房の適正温度を管理します。また、必要な時に使用することを意識することで、省エネルギーに取り組みます。

(6) 床暖房のタイマー設定により電気代を節約します。

(7) トイレの流水量の調整と、節水シャワーの利用により節水をします。

(8) コピー用紙の裏面利用及び両面印刷を徹底するとともに、白黒印刷を基本とします。

2. エコロジー活動（おくすりシートリサイクルプロジェクトの参加）

3. 消耗品のコスト削減

事務用品は法人登録事業者より、予算に基づく計画的な購入を行うとともに、まとめ買いにより単価を抑えコスト削減に努めます。

4. 市内中小企業優先発注

「横浜市内中小企業振興基本条例」に基づき、極力、地元の山本商店街、または市内各企業に発注します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、簗沢地域ケアプラザをより多くの地域の方にご利用頂くためには、利用者のニーズを踏まえた質の高いサービスを提供することが重要であると考えています。

そのためには、地域アセスメントを行うと同時に、これまで実施してきた事業実績から判明した課題等を踏まえたうえで、利用者のニーズに合った事業を提供いたします。また、積極的な情報発信を行うことで、利用者の開拓とリピーターの確保を行うことにより、施設利用の促進につなげます。

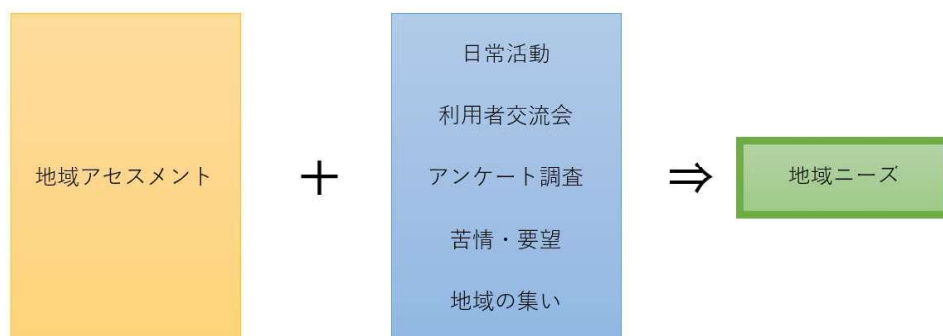
■積極的な利用者情報の収集

積極的に収集した情報に基づく利用者ニーズを把握し、施設利用の促進につなげていきます。

1. 地域向けに福祉保健情報誌として、広報誌「かわら版」を発行します。また、自治会町内会の掲示板に事業予定のチラシの掲示を行います。
2. ホームページで情報の発信をします。
3. 第6地区の行事を掲載したイベントカレンダーの作成に携わり、地域福祉保健計画の推進に向けて取り組みます。
4. アプラザ利用者アンケート等を実施し、地域の方の意見を収集します。

利用者の情報の収集方法

日常活動	自主事業に参加し、利用者のこえからニーズを把握
登録団体説明会	貸館利用団体の交流会からニーズを把握
アンケート調査	事業・行事等のアンケートを実施することによりニーズを把握
苦情・要望の受付	ご意見箱を設置し、要望・苦情を把握
地域の集い等	地域の活動に参加させていただきニーズを把握



イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・外国人・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者・子ども・障害者・外国人それぞれの分野で、情報の受け手にとって理解しやすい方法で情報を提供します。また、しっかりと相談内容を受け止め、事業所内で共有し行政、地域団体等につなぎ、安心して生活できるように支援します。

■総合相談の考え方

1. 高齢者の自主活動グループの円滑な運営のため、様々な相談に応じ、後方支援を行います。また、高齢者が安心して地域で生活ができるように詐欺等の犯罪に関する情報や、防災や交通事故防止の呼びかけを行います。
2. 子育てサロンや育児サークルからの相談は、必要に応じて主任児童委員や子育て支援者、子育て支援拠点、専門機関へつなぎます。また、学齢期相談等の成長過程における相談を受け止め、本人やその家族を支援すると同時に、地域と一緒に学齢前期の子どもたちの居場所づくりを考えていきます。
3. 障害児者からの相談があった場合は、その障害の専門機関へつなぎます。特に学齢期の発達障害については、小中学校と連携を取りながら、家族の相談に寄り添うと同時に、本人のニーズにアプローチしていきます。また、障害者の相談については、必要に応じて基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターと連携し支援します。
4. 外国人からの相談については、アプリや通訳団体等の力を借りて相談を受けられるように努め、必要な支援を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

私たちは、複数の職種を配置している強みを活かし、各事業の取り組みを連動させ、個別課題には重層的・多面的に切れ目のない支援を行うとともに、地域の課題を的確にとらえ、関係施設や住民と協力して解決していきます。

■地域包括支援センター内の連携

看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技術をお互いに活かしながら、チームで活動を行い、日常業務の中で、常にお互いが相談できる体制を作ることで、高齢者の心身の状況や生活の状況、必要となる支援等を幅広く把握します。初回訪問時は、基本職員2名体制で面談を行うことで、利用者情報のスムーズな共有を図ります。また、緊急の際で担当者が不在の時は、他の包括支援センターの職員でも対応できるよう、記録の整備と情報の交換を積極的に行います。

■5 職種等の連携

月1回の5職種会議で、それぞれの職種が持っている、個別から地域の情報まで幅広く共有いたします。共有した情報から、個別課題や地域課題をとらえ、地域の力を活かしながら課題解決

に取り組みます。緊急の相談があった場合は、担当職種だけではなくケアプラザ内の全職員で共有することで、スムーズな対応が行えるよう努めます。また、捉えた課題についてケアプラザ内だけでは解決が難しい事柄については、地域の力を活かしながら、関係機関と連携を取ることで、課題を解決する取り組みを進めます。

■関連施設との連携

関係施設や第6地区の活動団体の会合等に積極的に参加することで、地域の情報収集を行います。また、そこから見えてきた地域課題に対しては、新たな取り組みにつなげられるよう連携を図ります。ケアプラザ内では解決が難しい課題については、関係機関につなげると同時に、必要なネットワークの構築を進めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関係機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の関連団体や関係機関等との情報共有について積極的に取り組みます。

■ネットワーク構築の考え方

1. 子育て支援者、主任児童委員、地域ボランティアとのネットワークをさらに深め、地域で子育てを見守る体制を強化します。
2. 中区地域福祉保健計画を推進するなかで、新たな人材(担い手)を引き込めるように取り組んでいきます。
3. 郵便局での振り込め詐欺防止の活動で、ケアプラザの機能を伝えることで、地域の情報交換がスムーズに行えるような関係づくりを目指します。
4. 地域課題について、商店街や企業等と相談し連携方法を探ると同時に、地域との調整の支援を行います。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

私たちは、区運営方針、区の事業における地域ケアプラザの役割を十分理解し、区役所及び区社協との協働にとりくみます。

日常業務で把握したニーズ、地域団体から上がってきた相談、地域住民の動きから把握した地域情報等を、積極的に区役所及び区社協と情報共有に努めます。区役所及び区社協から提出された情報については、組織として受け止め、課題解決のために活用を行います。把握した課題については、区役所、区社協及び関係機関と積極的に情報交換し、支援の方向性を共有します。

地域ケアプラザだけでは解決が難しい課題については、個別課題・地域課題にとらわれず、区役所と地域ケアプラザが一体となって取り組めるよう、情報の共有し連携して取り組みます。その際には、区役所、地域ケアプラザの役割を確認することで、対象者や地域の支援に隙間が生じないようにします。

■安全・安心で健やかに暮らせる町づくり

ケアプラザの防災力の向上を目指すため、地域拠点防災訓練に参加すると同時に、非常災害時の連携について考えていきます。また、第6地区は地域の特性上、火災に非常に弱い地域となっています。区役所や消防署等と協力しながら、防災啓発を行い、地域住民の防災意識の向上を図っていきます。

■子どもから高齢者まで共に支え合う町づくり

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図るために、区役所と地域における情報と課題を共有し地域支援を行います。また、高齢者の社会参加をより一層進めることを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活動でき、社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につなげるための支援を行います。

地域における子育てに課題のある家庭について、区役所と情報の共有を行います。区役所、区社協、地域と協力しながら子どもの居場所づくりを進めていき、地域で見守れる体制を考えます。学童期の放課後、長期休暇時には、区役所、区社協、地域の方と協力しながら、子どもたちの居場所の提供を行うと同時に、子どもたちが高齢者のお手伝いや、地域の美化活動を行うことで、地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めていきます。

■多文化共生の町づくり

中区の中心街に比べると緩やかではありますが、第6地区でも外国籍の方が増えています。すでにゴミ問題が、地域の関係団体より聞かれています。今後、更なる課題が増えてくると感じています。区役所やなか国際交流ラウンジと協力しながら、外国籍の方も地域の一員として安心して暮らせるよう取り組んでいきます。

■地域の活力があふれる町づくり

区役所・区社協と連携しながら、自治会町内会、地域の様々な関係団体の活動・会合に参加し、地域の情報収集を行うと同時に、地域課題の解決の支援を行います。また、次世代の担い手の確

保についても一緒に支援していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域にもっとも身近な支援機関として、区役所、区社協と協力しながら、地域福祉保健計画の策定・推進を通じた住民主体の地域づくりを支援します。

■地域支援チームの役割

第6地区を担当する区役所、区社協の担当者と月1回の会議を持ち、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進を行うと同時に、地域防災の支援等、地域活動を進めていくため、地域支援チームで連携を行っていきます。

1. 地域の活動者と顔の見える関係を構築し、地域からの要望を地域支援チーム内で共有し、必要に応じて関係機関につないだり、地域に関わる行政情報を発信する等、地域と関係機関をつなげます。
2. 地域と対話等を通じて、地域の状況や課題の把握に努め、それを地域支援チームで共有します。
3. 地域支援の取り組みの方向性をまとめ、地域の団体の連携した取り組みを支援したり、地域防災力の向上等、地域の活動を支援します。

■第5期中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」の参画

中区の地域ケアプラザの一つとして、区役所、区社協と連携しながら、第5期中区地域福祉保健計画の策定に参画いたします。地域住民が目指す町の姿や地域の様々な課題について、身近な相談機関としての立ち位置を活かし、住民主体での計画づくりを後方から支援いたします。地域住民の自分たちの思いが込められた「中なかいいネ！」の策定を目指します。

■第6地区の地区別計画の取り組み

地区別計画における地域の取り組みを住民主体となって推進していけるよう、地域支援チームが地域支援チームで支援を行います。

1. 地域支援チームの会議の中で、第6地区の状況・課題の整理を行います。また、地域福祉保健計画地区別計画策定・推進組織の元気づくり推進委員会とその下位組織の町づくりプロジェクトの会議に参加し、地域住民と共に協働で計画の策定・推進を進めていきます。
2. 町づくりプロジェクトで、地区別計画の策定についての方法を検討し、支援チームがバックアップを行いながらメンバーが主体となって取り組み、みんなで作る第6地区の地区別計画を目指します。出来上がった地区別計画について、上位組織の元気づくり推進委員会に提出し、町内会長、地域の各団体の方に承認を得ます。地域住民が、私たちの意見でできた第6地区の地区別計画になるよう、もっとみんなの「中なかいいネ！」取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、ボランティア団体、活動団体、地元住民など、地域コミュニティを形成する多くの人が、『知り合い、出会うことを通じて新しい取り組みを創出すること』が地域活動交流の基本であると考えております。

私たちは、地域の身近な福祉保健活動の拠点として、妊娠期、子育て世代、障害児者、外国に繋がる人、高齢者といった多様な世代や人々を対象とした自主企画事業を展開し、多くの出会いを提供します。

■事業の内容

1. 高齢者支援事業

(1) 八起会(転倒骨折予防体操)

ボランティア講師を迎え、椅子に座って体操を行います。手指を使った頭の体操や、健康にまつわるお話もあります。

(2) 簀沢サロン(高齢者サロン)

手芸コーナー、色鉛筆コーナー、工作コーナーを設け、自由に過ごして頂きます。

(3) みのさわペタンク広場

グループに分かれ対戦形式で室内ペタンクを行います。

2. 男性の集いの場

(1) 男の料理教室

男性向けの料理教室。高齢者の栄養指導を含めた教室を行います。

(2) 元やんぐ会！

男性向けの自由な活動の場。男性参加者がチャレンジしたい事や特技などを行います。

3. 子育て支援事業

(1) みのさわ子育て応援団

子育てに関する相談支援や情報提供を行います。管理栄養士、歯科衛生士、保健師、保育士による講話の機会を持ち、必要に応じて個別相談にあたります。中区子育て相談と同時開催とし、子育て支援者との情報共有の機会とします。また、子育てサークル立ち上げや活動継続の支援を行います。

(2) マタニティヨガ・ベビーヨガ

ケアプラザの相談機能の周知、妊娠期の仲間づくりの機会としヨガを行います。安心して出産・産後を迎えられるよう支援します。

(3) パパとあそぼう

父親の仲間づくりを目的に、あそびのヒントなどを紹介します。育児休暇取得中の父親を中心に福祉保健活動団体の立ち上げを支援します。

4. 学校との連携をもとに行う学齢期支援

(1) みのさわ自習室

小学校低学年を中心に、宿題を中心とした学習支援を行います。家族からの学齢期相談を受け付け、必要に応じて専門機関に繋がります。

(2) 不登校児童・生徒の受け入れ

何らかの理由で学校に通えていない児童・生徒等の受け入れをします。

(3) リトルシェフキッチン

見守りを要する子どもたちを対象に、簡単にできる調理実習を行います。公園や高齢者宅の庭掃除などを行い、地域と交流をもつことで見守りの目を増やします。

(4) 障害児支援事業

個別支援学級と交流を持ち、学習発表の場等として利用して頂きます。秋の催し『みのさわデー』では、子どもゲームコーナーを担当して頂きます。小学校卒業後も関わりを継続し、何かの時に立ち寄れる場所を目指します。

(5) 福祉教育への支援

小中高校生の福祉体験学習の受け入れ、学習の場への協力など『福祉を学ぶ』を支援します。

5. 住民参加型事業

(1) みのさわデー

自治会町内会、学校、地域作業所、地域活動団体、登録ボランティアの参加協力により、イベントを開催します。誰もが参加し楽しむことができるよう、ケアプラザ全体行事として取り組みます。また、国際交流ラウンジの協力を得て、多文化交流の機会とします。

(2) 根岸森林公園スポーツデイ

第6地区の活動場の一つである根岸森林公園と共催し、幼児から高齢者まで一緒に楽しめるスポーツの紹介などを行います。また、なか国際交流ラウンジの協力を得て、多文化交流の機会とします。

6. 地域福祉保健計画に寄与する事業の実施

(1) 地区別計画策定にあたっては、地域住民、地域関係者等との話し合いを実施し、地区別計画に沿った事業を展開します。

(2) 地区別計画を始めとした様々な生活課題への事業を地域へ出向き展開します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

私たちは、箕沢地域ケアプラザをより多くの地域の方にご利用頂くためには、利用者のニーズを踏まえた質の高いサービスを提供することが重要であると考えています。

そのためには積極的な情報の収集・分析を行うとともに、これまで実施してきた事業実績から判明した課題等を踏まえたうえで、利用者のニーズに合った事業を提供し、かつ積極的な情報発信を行います。さらに新規利用者の開拓とリピーターの確保を行うことにより、施設の利用促進につなげてまいります。

■地域に向けての情報発信

1. 施設の積極的な PR 活動

1. 広報誌の発行

年に3回機関誌「かわら版」を発行し、町内の回覧板へ依頼することで、広く情報を発信します。事業紹介や、団体の活動を掲載し、参加を後押しします。

2. SNS の活用

(1) ケアプラザ独自のホームページを作製し、貸室や活動の写真を掲載するなど、ケアプラザを見える化することで利用促進に繋がります。様々な情報を発信します。

(2) ケアプラザ公式 LINE を活用し、おともだち登録をすすめます。自主事業の案内や生活に関する身近な話題などを発信し、利用しやすいケアプラザを目指します。

3. 自治会町内会掲示板への掲載と回覧

自主事業のちらしを各自治会町内会掲示板に掲示、必要時回覧の依頼をします。

4. 登録団体説明会開催に合わせて新規の登録希望団体を募集します。活動団体の紹介を行うことで新規登録促進につなげます。

5. 貸室予約手続きに関わる支援

貸室予約にまつわる書類提出などの作業を、受付スタッフが丁寧に支援し、予約の負担を軽減します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域が抱える様々な課題の解決には、多くのボランティア団体がネットワークを構築して地域の課題を解決することが大変重要であり、また、次世代を担う子どもたちが地域への愛情を育むことも地域の活性化につながると考えています。

箕沢地域ケアプラザが、多様な世代や人々の地域活動の交流拠点となる「場」を提供するとともに、地域の人材を発掘しボランティア育成に努めます。

■ボランティア育成に対する4つの方針

1. 人材の発掘・育成

(1) ボランティアの育成

①医療／福祉系専門職養成機関等から実習生の受け入れを行います。

②誰もが気軽に短時間でも参加できるような活動を検討します。

- ③ケアプラザ貸室利用団体へボランティア活動を紹介します。
- ④ヨコハマいきいきポイント制度導入により、高齢者の活躍の場を支援します。
- ⑤子どもたちが地域のおこまりごとのお手伝いに参加できるような場を検討します。

(2) ボランティアコーディネーターの資質向上

- ①研修参加等によるボランティアコーディネート能力向上を図ります。
- ②ボランティア活動への参加支援の調整能力向上に努めます。
- ③ボランティア活動への受け入れ調整能力向上に努めます。
- ④地域とボランティアのマッチング能力向上に努めます。

2. 利用しやすい施設の提供

- (1) ボランティア活動のニーズや意見を来館時に直接伺い、活動しやすい環境づくりに努めます。
- (2) デイサービスでのボランティア活動など、施設内活動に関しては、各部署と連絡調整を行い活動しやすい環境を整えます。
- (3) ケアプラザの自主事業にボランティアとして参加頂けるよう取り組みます。

3. 活動推進のサポート

- (1) ボランティア団体の自主的な運営に対して、問題解決に共に取り組みます。
- (2) ボランティア同士を結び付ける取り組みを行い、活動の広がりからのネットワーク構築を目指します。
- (3) ボランティア講座を受けた人が活動に繋がるように支援します。

4. 協働とネットワークの構築

- (1) ボランティア同士が情報交換し、また、興味のある人が参加できるような、つながりが緩やかに広がる機会を設けます。
- (2) ボランティアと協働で、『みのさわデー』を開催します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、福祉保健活動団体の課題として、地域の高齢化やメンバーの減少によって活動の担い手不測が深刻であると考えています。身近かな地域での活動が、つながりと支え合いには重要であるため、ケアプラザが情報収集及び提供することで人材の裾野を広げ、持続可能な運営を支援します。

■福祉保健団体や人材等の情報収集及び情報提供

- 1. ケアプラザの貸室機能を利用し、活動の場を提供する中で団体を訪問します。交流を図りながら活動を把握し情報を収集します。必要に応じて、情報提供を行います。
- 2. 地域で行われている活動を訪問し交流することで、活動する中での課題や新たな情報を得ます。それらをケアプラザから発信することで、新たな人材発掘に繋がるよう取り組みます。

■利用者への情報提供

1. ケアプラザ自主事業の場を利用し、生活に関する情報や注意喚起、参加できるイベントのご案内などを行います。
2. 1 階ホールに情報ラウンジを設け、県内より集まるちらしの閲覧や中央図書館からの団体貸し出しの書籍を自由に閲覧できるようにします。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者が自立した生活を地域続けていくために、高齢者の生活上のニーズを把握・分析し、住民主体の生活支援体制構築に向けた活動をコーディネートします。

■高齢者の生活上のニーズの把握・分析

1. 地域の集いの場等に参加させて頂き、活動参加者や支援者からの困りごとを伺います。
2. 地域アセスメントから数的根拠を導き出し、地区の課題を探ります。
3. 地域支援チーム会議で、区役所、区社協と情報交換を行うことで、区域から地区別の幅広い情報を収集すると同時に、自らが収集した情報と合わせることで、地区別の課題を確認します。
4. 日頃より、包括支援センターと情報交換を積極的に行うことで、包括支援センターの相談から地域課題の抽出を行います。

■高齢者の生活上のニーズの解決方法

1. 地域課題とニーズに合った資源や人材等の支援について、事業所内で情報共有を行い、コーディネートを通じて住民主体で解決できる仕組みづくりを支援します。
2. 地域活動団体や企業等、新しいネットワークの構築を図ることで、地域課題の取り組みの幅を広げていきます。
3. ケアプラザで活動している団体やボランティアとの交流を大切にし、そこから地域資源を発掘すると同時に、地域ニーズにつなげる支援を行います。
4. 地域支援チーム会議で課題の共有をはかることで、地区別の情報はもちろん、区域の情報を得ると同時に、課題解決についてチームで検討します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

私たちは、民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源は、地域課題の解決のためには重要な社会資源であると考えます。そのため、これらの把握・分析を通じて、協力関係の構築について可能性を探り、地域と情報共有し、地域課題の解決に活用します。

■多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析とその活用

1. 市内で実際に地域貢献の取り組みを行っている企業や NPO 法人等との連携の可能性を探り、高齢化、買い物や移動等の地域課題の解決に向けた活用方法について、地域と検討します。
2. 商店街や町内会館、マンションなどの一室を使用し、新たな地域の集いの場所として活用できるか検討します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組を行うためには、目指すべき地域像を地域住民等と共有することが重要と考えます。そのために、地域の課題について、区役所、区社協と協力し、各団体にヒヤリングを行い、その結果を町づくりプロジェクトにて検討し、目指すべき地域像と課題の抽出を行います。それを、元気づくり推進協議会で各町内会、地域活動団体に提示し、第 6 地区の目指すべき地域像として共有します。

■具体的な取り組み

1. 商店街には、食品を取り扱うお店が少なく、買い物に困っていると一部の地域より意見が上がっています。一方、単一の自治会町内会では「買い物移動支援」の取り組みが行われています。「買い物移動支援」をエリア全体の課題として捉え、現状の確認と課題の整理を地域の方々と行います。
2. 介護予防を目的とした活動の参加者が継続して活動に参加できるように、企業やボランティア、介護保険事業所等と連携した支援の可能性について、包括支援センターと共に検討します。
3. 区役所、区社協と協力しながら、元気づくり推進協議会のバックアップを行っていきます。区役所、区社協、ケアプラザの後方支援チームにおいての情報の共有は、地域支援チームにて行っています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送るためには、住民同士のそれぞれの得意な分野を活かした助け合いや、企業や法人等の地域貢献活動などにつながる必要があると考えています。高齢化による担い手不足も懸念されていますが、元気づくり推進協議会などで開催される地域イベントから多世代がつながり協力し合えるよう支援します。

■ボランティア・担い手の人材発掘支援

1. 地域での困りごとを、区役所、区社協と連携し、その必要なスキルを持っている人材につながるようコーディネートすることで、地域ニーズとボランティアのマッチングを行います。
2. エリア内の介護事業所や支援者、地域の活動団体等と交流を行うことで、地域課題に対する支援の協力を得るよう、協力体制の構築を行います。
3. 障害者や子ども、外国籍の方など、普段、支援を受ける側として意識されているような方でも、それぞれが持っている得意なところを活かし、高齢者のお手伝いをすることで、相互が地域の担い手として活躍できるよう支援を行っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、総合相談支援事業は、地域包括支援センターの根幹をなす機能であると認識しています。地域の高齢者に関する様々な相談に対して、早期に対応することを心掛け、適切な支援につなげます。

■総合相談支援事業の具体的な展開

地域の関係機関と連携し継続的に支援し、地域における生活支援を安心して受けられる体制を構築するため、以下の取り組みを行います。

1. 来所、電話や訪問等、相談者の状況に応じた方法で、対象者のニーズの把握に努めます。
2. 介護保険制度に関わらず、地域のワンストップ相談窓口として、まずは相談者を受け止めてから、適切な関係機関につなげます。
3. 今まで収集してきた地域の情報と、相談者のニーズを考慮した情報提供を行います。
4. エリア内の行事や催し、会合等に参加し、地域の活動団体や民生委員と情報の交換・収集をすることで、地域のサービス状況を把握します。
5. 積極的に訪問し、住環境や、深い部分での利用者・家族の状況をアセスメントすることで、必要な支援を提案・助言するように努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、認知症の方が尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で自分らしく生活を送るためには、家族はもちろん、地域住民が認知症について正しく理解し対応することが重要だと考えます。そのためには、エリア内のキャラバンメイトの人数を増やすことや、キャラバンメイトと連携した認知症サポーター育成講座の開催による普及啓発を行い、認知症の早期発見と地域での見守りの支援につなげます。

■認知症支援事業

1. 高齢者を対象とした活動を通じた閉じこもりの防止

- (1) 地域で開催されている高齢者の活動に参加し、認知症の早期発見・対応に努めます。
- (2) 閉じこもりになる可能性がある男性高齢者には、男性向けの地域ケアプラザ事業にお誘いし社会参加につながるよう支援します。
- (3) 民生委員やケアマネジャーから情報を収集し、医療機関、居宅介護事業所、介護施設、その他のインフォーマルな支援機関や行政と連携を図ります。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームにて検討します。

2. 住み慣れた地域での生活継続の支援

- (1) 民生委員や近隣住民、地域の商店や事業所を交えて地域ケア会議を開催することで、支援方針(行動障害などの課題等)の検討と、状況の共有を図ります。
- (2) 家族支援として「介護者のつどい」を開催し、介護者の不安や悩みの解決を図ります。また、介護を終了した家族のサポートとしてグリーフケアを目的とした集いの開催にも取り組みます。
- (3) 地域住民へのキャラバンメイトと「認知症サポーター育成講座」を開催し、認知症を正しく理解し対応できる人々の育成に努めます。また、認知症の方が見守りの元、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れる、町づくりを支援します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護の取り組みは、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえると、喫緊の課題と考えます。成年後見制度の普及啓発、振り込め詐欺防止などの取り組みを通じて、地域住民の権利擁護に取り組みます。

■権利擁護のための具体的取り組み

1. 中区全体で行った地域向け成年後見人制度講座のアンケートでは、全体的にわかり易かったという意見が多い中、第6地区からは難しかったという意見が多かったため、成年後見制度講座については、基礎の部分からの講座を開催することで、参加者の理解を深めます。また、将来に向けて地域住民が情報を得られよう普及啓発を行います。
2. 警察・郵便局・近隣ケアプラザと協力し、振り込め詐欺防止の啓発活動を行います。また、消費生活センターや警察などからの情報提供を地域住民に瞬時に発信できるよう、日々、地域住民

との関係づくりに努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

＜記載場所＞

1. 高齢者が住み慣れた地域で暮らしが継続できるよう、ケアマネジャー、主治医、関係機関等と連携し、他職種相互の協働により個々の状況や変化に応じた支援を行います。
2. 個別の相談内容から生活支援体制整備事業、一般介護予防事業等の地域支援事業に共通する課題を探します。それを包括的課題として捉え、地域と共有し「担い手」「地域で支え合う仕組みづくり」を意識し、インフォーマルサービスの拡充に努めます。
3. インフォーマルサービスを活用したケアプランの作成について、ケアマネジャーへ情報提供・指導を行うことで、地域資源の活性化を図ります。また、担い手の地域住民が主体的に活動できるよう区役所や社協と連携し支援を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

＜記載場所＞

1. 病院、在宅医療機関、介護支援事業所、居宅介護支援事業所等の在宅医療・介護を支える関係機関の協働と連携を進めるため、地域の中核機関の役割を意識したケース支援を行います。
2. 在宅医療・介護連携推進会議の委員として、関係機関と密に連絡を図り、支援を行います。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

私たちは、個別ケース地域ケア会議を定期的に開催し、地域での支援の方向性や関係者間での連携を強化します。それにより、個別支援の充実を図ることに努めます。

■独居・高齢者世帯の把握、民生委員との協働作業

1. 民生委員と協力し、独居高齢者、高齢者世帯の把握を行います。
2. 地域支援が必要な方については、居住地区の民生委員や町内会会長、近隣住民等を交えて話し合い、支援の方向性を検討していきます。
3. 対象者の状況に応じて、地域支援の介入が困難な場合は、行政機関とも連携し介入の糸口を検討します。
4. 住み慣れた地域で生活を送るために必要な支援について、介護保険以外のインフォーマルな支援について地域課題を元に検討していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者の方がその人らしく住み慣れた地域で暮らしていく希望を支えるために、介護予防の具体的な取り組みを始めるきっかけとなる機会を提供します。

■地域包括支援センター(介護予防マネジメント)の人員の確保・育成

1. 管理者として常勤1名、担当職員として常勤3名(うち1名は管理者兼務)の体制を取ります。
2. 構成・中立性に留意して、利用者の選択により適切な支援を受けることができ、また、利用者が地域で安心して生活を送る事が出来るように、一人ひとりに合わせた機能維持・介護予防につながるサービス提供ができるよう、職員の育成に努めます。
3. 予防事業参加後のフォローアップとして、個別の訪問や地域ケアプラザ事業への勧誘と更なるつながりを図り、セルフケアの充実に努めます。

■委託事業との情報共有と連携

地域包括支援センターから委託事業所へ紹介ケースを通じて、情報の共有を図ります。紹介ケースの方が、要支援状態から要介護状態、または要介護状態から要支援状態になった場合でも、利用者やその家族との信頼関係や安心感を踏まえて、引き続き担当を継続してもらえよう、情報共有と必要に応じた同行訪問を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、住民主体の集いや活動の場の構築に向けて、また介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、区行政と連携を図り支援します。

■一般介護予防事業の具体的取り組み

1. 閉じこもり等により支援を必要とする高齢者の把握に努めるとともに、ケアプラザについて普及啓発を行います。
2. 自治会町内会及びマンションや集い等への訪問にて、高齢者を対象とした介護予防事業の普及啓発に努め、運動、栄養、口腔にかかわる介護予防教室等を開催します。
3. 元気づくりステーションの活動継続及び新たな団体の立ち上げと定着に向けて、地域のニーズ把握や情報収集・提供に努めます。また、担い手の発掘に向けて継続的に取り組みます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サ

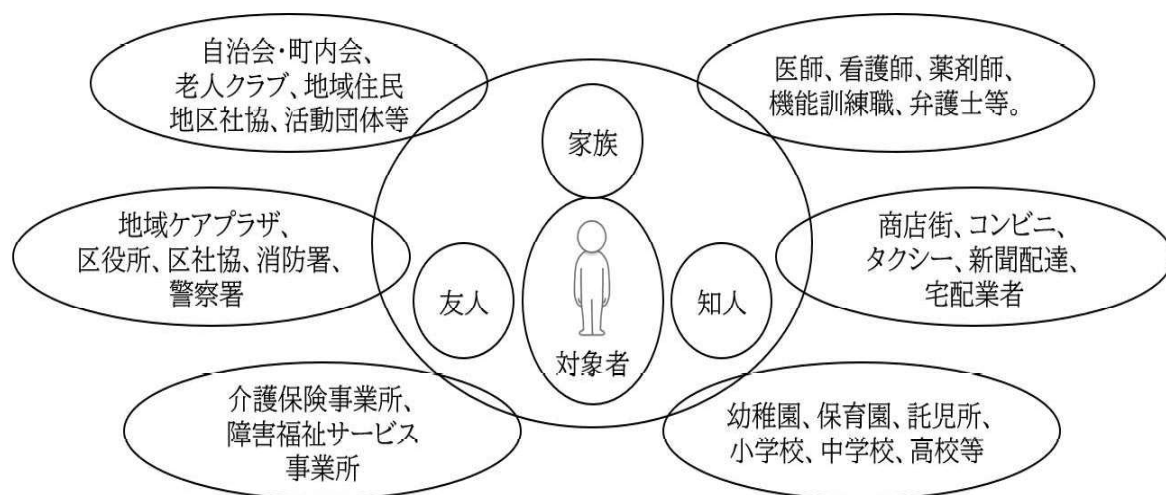
ービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続し生活を送れるよう支えるためには、個々の高齢者の状況や変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を迅速に提供する事が必要と考えます。そのために保健・福祉・医療の専門職相互の連携と更にはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源をネットワーク化し高齢者を継続的に支援します。

■資源のネットワーク

支援が必要な人を中心とし、地域の関係者、専門職、機関が連携・協力できるよう働きかけます。



(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

私たちは、公の施設における事業提供であることを踏まえ、利用者の立場に立ち適切なケアマネジメントを行い、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を送る事ができるよう支援いたします。

■運営方針

1. 利用者の想いを伺い、受けたい支援または必要と思われる支援を複数提案する事により、自己選択・自己決定できるよう支援する事が必要だと考えます。そのために、要介護等の状態を問わず、できるだけご本人の希望に沿った、その人らしい生活が地域で送れるように支援します。
2. 介護支援専門員の知識・技術の向上に努めるため、研修への参加、地域の情報収集、困難事例について地域包括支援センターへ相談しスーパービジョンを受ける事により、サービスの質の向上に取り組み、地域から信頼される事業所を目指します。

■指定介護予防支援事業者との連携

定例のケース会議に指定介護予防支援事業所から専門職の参加を頂き、情報の共有を図ることで、スムーズな支援につなげます。

また、連携が密に取れる良さを活かし、他の居宅介護事業所では対応が困難だった、緊急性のあるケースや状態不安定なケースを引継ぎ、安定した地域生活が送れるようチーム支援を実施します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 * デイあり施設のみ記載してください

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、公の施設における事業提供であることを踏まえ、地域の高齢者が通所により、身体機能の維持・向上を目的とした、利用者の希望に沿った個別プログラムの提供、及び閉じこもり防止につながる活動機会の支援を基軸に業務展開し、お客様に選ばれるデイサービスを目指します。

■プログラムと運営方針

1. 提供するサービス内容

- (1) 送迎、給食、おやつの提供、排泄介助、入浴介助
- (2) 生活指導、機能訓練、健康状態の把握、介護サービス全般
- (3) 通所介護サービス計画の作成

2. 運営方針

- (1) デイサービスに通ってくることで、社会との交流の場を確保することで社会的孤立の解消を支援します。
- (2) 個別ニーズの把握に努め、楽しみや生きがいを見出すことができるような、レクリエーション等のプログラムの提供を行います。
- (3) 法人内事業所の理学療法士との連携し、個別プログラムでの機能訓練を提供することにより、機能維持と向上を目指し、在宅生活の継続につながる支援を提供します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

私たちは、過去 5 年間の運営実績をもとに収支計画を作成しました。その実施にあたっては、本事業計画書を確実に履行するために必要な質の高い人材を確保するとともに、四半期での予定(予算及び実績)管理を行い、収支計画を適正に実現してまいります。

■人員の確保

地域支援の継続性の視点及び、質の高いサービス提供の必要性から、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターの 3 職種(経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士)については、継続雇用が望まれます。そのため、人件費の自然増分を加味した形で人件費を提案します。

■四半期ごとの予実(予算及び実績)管理の実施

年度予算と齟齬が発生しないように、四半期ごとの予算を策定し、所長及び係長による収支報告対策会議を実施し収支計画の適正な管理に努めます。

■外部機関による会計検査の実施

会計内容の透明化を図るため、外部期間による月次ごとの会計検査を実施し、会計の適切な運用について、外部の目による評価を行います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

私たちは、適切な運営管理により維持管理費のコスト削減に努めます。

■法人内施設との共同購入の実施

事務用品や消耗品は、法人契約業者よりまとめて購入し、単価を抑えることでコストの削減をします。

■水光熱費のコスト削減

1. デマンド電気設定点検管理による基本料金の減額に努めます。
2. 定期的な省エネキャンペーンによる、利用者に対する省エネ意識の啓発を行います。
3. LED 照明への交換と、空調及び床暖房の温度設定管理による電気ガス料金の減額に努めます。
4. 節水シャワーや水量調整により、無駄遣いをしないように努めます。

■プリメンテナンス(予防保全)による保守管理費の縮減

保守管理業者による定期点検と日頃の巡回及びプリメンテナンスにより、施設設備のライフサイクルコスト低減に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市箕沢地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	12,950,581円	12,950,581円	12,950,581円	12,950,581円	12,950,581円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	432,881円	432,881円	432,881円	432,881円	432,881円
事業費		地域活動交流事業費 講師謝金、保険料、その他雑費 等	☐	532,000円	532,000円	532,000円	532,000円	532,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 日、通信運搬費、リース代、印刷 製本費、各種消耗品費、施設賠 償責任保険加入費等	☐	2,263,000円	2,263,000円	2,263,000円	2,263,000円	2,263,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	4,460,884円	4,460,884円	4,460,884円	4,460,884円	4,460,884円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円
うち団体本部経費								

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	21,607,686円	21,607,686円	21,607,686円	21,607,686円	21,607,686円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	998,630円	998,630円	998,630円	998,630円	998,630円
事業費		地域包括支援センター 講師謝礼金、会場費、その他雑 費等	☐	110,000円	110,000円	110,000円	110,000円	110,000円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、リース代、印刷 製本費、各種消耗品費、施設賠 償責任保険加入費等	☐	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,185,805円	1,185,805円	1,185,805円	1,185,805円	1,185,805円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計				25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		生活支援体制整備事業費 講師謝金、会場費、その他雑費 等	☐					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、リース代、印刷 製本費、各種消耗品費、施設賠 償責任保険加入費等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計				5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		一般介護予防事業費 講師謝金、会場費、その他雑費 等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市箕沢地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

地域の皆様に、安心して利用していただけるよう、また、多種多様な相談に答えられるよう、法令を遵守し、配置基準に沿った適正な人員配置を行います。包括支援センターの3職種の連携はもちろん、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターを含めた5職種で連携しながら地域のニーズに適切に対応できるよう取り組みます。

収支予算書
(横浜市蓑沢地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円	19,707,346円
		地域包括支援 センター運営事業	25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円	25,258,121円
		生活支援 体制整備事業	5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円	5,029,021円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			50,148,488円	50,148,488円	50,148,488円	50,148,488円	50,148,488円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
		居宅介護支援事業	9,800,000円	9,800,000円	9,800,000円	9,800,000円	9,800,000円
		通所系 サービス事業	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円	113,000,000円
			124,100,000円	124,100,000円	124,100,000円	124,100,000円	124,100,000円
	その他収入						
		174,248,488円	174,248,488円	174,248,488円	174,248,488円	174,248,488円	
支出	内訳	人件費	127,068,828円	127,068,828円	127,068,828円	127,068,828円	127,068,828円
		事業費	6,610,329円	6,610,329円	6,610,329円	6,610,329円	6,610,329円
		事務費	21,662,357円	21,662,357円	21,662,357円	21,662,357円	21,662,357円
		管理費	14,023,341円	14,023,341円	14,023,341円	14,023,341円	14,023,341円
		その他					
			169,364,855円	169,364,855円	169,364,855円	169,364,855円	169,364,855円
	うち団体本部経費						
収支			4,883,633円	4,883,633円	4,883,633円	4,883,633円	4,883,633円

団体の概要

(令和 7 年 2 月 7 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい) 社会福祉法人 横浜市社会事業協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0017 横浜市泉区下飯田町 355 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	1981 年 4 月
沿革	1981 年 4 月 1 日 法人設立。更生施設「横浜中央浩生館」を受託経営。 1983 年 4 月 1 日 身体障害者療護施設「よこはまりバーサイドとつかホーム(現よこはまりバーサイド泉)」を設置経営 1993 年 1 月 27 日 「横浜市大岡在宅支援サービスセンター(現横浜市大岡地域ケアプラザ)」を受託経営 2002 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「ゆい」を開設 2002 年 12 月 1 日 「横浜市箕沢地域ケアプラザ」を受託経営 2003 年 2 月 1 日 「横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター」を受託経営 2006 年 4 月 1 日 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、横浜市大岡ケアプラザ、横浜市箕沢地域ケアプラザ、横浜中央浩生館指定管理者業務開始 2009 年 9 月 1 日 「居宅サポート・リバーサイド泉」を開設 2010 年 12 月 1 日 障害者グループホーム「サンライズ」を開設 2011 年 12 月 1 日 生活介護事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨」を開設 2012 年 3 月 1 日 障害者グループホーム「アンダー」を開設 4 月 1 日 「横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター」を指定管理者として運営開始 2013 年 7 月 1 日 就労継続支援 A 型事業所「アテイン」を開設 11 月 1 日 生活介護・放課後等児童デイサービス事業所「よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ・ひまわり」を開設 2015 年 4 月 1 日 就労継続支援 B 型・移行事業所「インカル」を開設 2016 年 11 月 1 日 障害者グループホーム「すてら縁」開設 2017 年 4 月 1 日 横浜市多機能型拠点「こまち」開設 2019 年 12 月 1 日 横浜市立左近山特別支援学校内に放課後等デイサービス事業「たんぽぽ」開設

	2021 年 10 月 1 日 就労継続支援 B 型事業所「Caféturtle」開設 2022 年 4 月 1 日 就労継続支援 B 型事業所「うるおい南」開設			
事業内容等	以下の事業所を運営しております。 1. 地域ケアプラザ (ア)横浜市大岡地域ケアプラザ (イ)横浜市蓑沢地域ケアプラザ 2. 生活保護法の更生施設 横浜市中心浩生館 3. 障害者支援施設 よこはまりバーサイド泉 4. 障害福祉サービス事業 (ア)生活介護(通所) よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨、よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ (イ)就労支援 アテイン、インカル、CaféTurtle、うるおい南 (ウ)グループホーム ゆい、サンライズ、アンダール、すてら縁 (エ)居宅介護(ホームヘルプ) 居宅サポート・リバーサイド泉 5. 精神障害者生活支援センター (ア)横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター (イ)横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 6. 重症心身障害児・者の多機能型拠点 横浜市多機能型拠点こまち・なごみクリニック(診療所・訪問看護) 7. 収益事業 太陽光発電による売電			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	2,499,675,659 円	2,584,501,368 円	2,700,530,735 円
	総支出	2,433,525,010 円	2,588,307,092 円	2,698,038,523 円
	当期収支差額	66,150,649 円	-3,805,724 円	2,492,212 円
	次期繰越収支差額	795,399,514 円	813,753,776 円	806,042,619 円
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【F A X】 【E-mail】			
特記事項				